

# 埼玉県建設工事等最低制限価格制度実施要領

## (目的)

第1条 この要領は、埼玉県が発注する建設工事（以下「工事」という。）及び土木施設維持管理業務委託（以下「土木施設維持管理」という。）に係る入札について、最低制限価格制度を実施するために必要な事項を定め、もって適正な履行の確保を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 最低制限価格 地方自治法施行令第167条の10第2項（同法施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により定める価格をいう。
- 二 土木施設維持管理 道路、河川、砂防、上下水道、公園施設等の機能や構造の維持、保全を図るための業務委託をいう。
- 三 落札者 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者（埼玉県建設工事請負一般競争入札（事後審査型）執行要綱における落札候補者を含む。）をいう。
- 四 決裁権者 財務規則別表第2の決裁区分による決裁権者をいう。
- 五 競争入札 一般競争入札及び指名競争入札をいう。
- 六 下限値 第4条第1項第一号のただし書きにおける10分の7.5及び同条第二号における10分の7.5をいう。

## (対象となる入札)

第3条 最低制限価格制度の対象は、次の各号に定める入札とする。

- 一 工事に係る競争入札。ただし、次のア及びイに定めるものを除く。
  - ア 政府調達に関する協定（WTO）の対象となる入札
  - イ 総合評価方式による入札。
- 二 土木施設維持管理に係る競争入札。

## (最低制限価格の設定)

第4条 最低制限価格は、次の各号により定めるものとする。

- 一 予定価格算出の基礎となった次に掲げるアからエの合計額に100分の110を乗じた額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の9.2を乗じた額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の7.5を乗じた額とする。
  - ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額（円未満切捨て）
  - イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額（円未満切捨て）
  - ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額（円未満切捨て）
  - エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額（円未満切捨て）
- 二 決裁権者が特別なものと認めた場合については、第一号にかかわらず、予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で決裁権者が定める値を乗じた額とする。

三 算出に当たっては、第一号のアからエの額を合計した段階で千円未満の端数は切り捨て、端数整理後の額に100分の110を乗じることとする。

また、第一号のただし書きの規定及び第二号の特別なものについては、予定価格の税抜きで計算を行うものとし、千円未満の端数を切り捨て、端数整理後の額に100分の110を乗じた額とする。ただし、下限値を使う場合、もしくは端数整理後の額が予定価格の税抜きに下限値を乗じた額を下回る場合は、千円未満の端数を切り上げ、端数整理後の額に100分の110を乗じた額とする。

(予定価格調書への最低制限価格の記載)

第5条 予定価格調書には、予定価格及び入札書比較価格のほかに、「最低制限価格〇〇円」と記載し、さらに、当該最低制限価格に110分の100を乗じて得た金額を「(最低制限価格の110分の100の額〇〇円)」と記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第6条 入札の執行に当たっては、入札公告又は入札説明書に最低制限価格を設けた旨を記載するものとする。

(落札者の決定)

第7条 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

2 第1項の最低の価格をもって入札をした者が複数ある場合、落札者の決定は抽せんによるものとする。

(要領の公表)

第8条 この要領は、公表するものとする。

(その他)

第9条 土木施設以外の施設等における維持管理業務であっても、積算根拠が埼玉県が使用している積算基準に基づき算出されているもの(積算基準に示される体系に従い見積徴取しているものを含む)は決裁権者の判断により、この要領を適用することができる。

附 則

- 1 この要領は、平成24年1月20日から施行する。
- 2 平成23年12月21日以前の建設工事に係る最低制限価格制度に関する通知は平成24年1月19日限り廃止する。ただし、各部局独自の定めに係るものはこの限りではない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、平成24年1月19日までに公告又は指名通知したものについては、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成25年6月10日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成25年6月9日までに公告又は指名通知したものについては、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までに公告又は指名通知したものについては、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成28年5月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成28年4月30日までに公告又は指名通知したものについては、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成29年5月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成29年4月30日までに公告又は指名通知したものについては、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成31年5月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成31年4月30日までに公告又は指名通知したものについては、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和元年9月30日までに公告又は指名通知したものについては、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までに公告又は指名通知したものについては、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までに公告又は指名通知したものについては、従前の例による。